

第 3 6 号 議 案

東京都台東区駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、定期利用をすることができる駐車場に上野中央通り
地下駐車場を加えるため提出します。

東京都台東区駐車場条例の一部を改正する条例

東京都台東区駐車場条例(平成12年3月台東区条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第6条関係)

名称	車両区分	定期利用に係る駐車料金
東京都台東区雷門地下駐車場	自動車	利用期間1月につき40,000円
東京都台東区上野中央通り地下駐車場	自動車	利用期間1月につき60,000円
東京都台東区上野駅前自動二輪車駐車場	自動二輪車	利用期間1月につき15,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 東京都台東区上野中央通り地下駐車場の定期利用の申請その他定期利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。